

戦後のイギリス特殊教育に関する一考察 ——ウォーノック報告に焦点をあてて——

真城 知己* 石部 元雄**

第2次世界大戦後のイギリスの特殊教育は、「1944年教育法」の枠に沿って進展してきたが、1960年代ごろより様々な課題が指摘されるようになった。本稿では、それらの全般的な見直しを期して設置された委員会により1978年に提出された、いわゆる「ウォーノック報告」に焦点をあて、イギリスにおける特殊教育の課題の整理を行った。

同報告書においては「特別な教育的ニーズ」、「特別な教育的準備」という用語に代表される新しい特殊教育の概念が導入されて課題に対する検討がなされていたが、「教育活動を行う」という視点からの勧告が多くみられた。

そして、様々な専門的領域が関与し、複雑さを増す現代の特殊教育について、教育を行うという原点に立ちかえり再考する必要があることが指摘された。

キーワード：ウォーノック報告 特別な教育的ニーズ 特別な教育的準備

I. はじめに

イギリスの「1944年教育法」¹⁾は、特殊教育に係る規定を一般の初等・中等教育に関する規定の一部として初めて位置づけたことでよく知られている。

同法においては、障害児に対する教育保障及び特別な教育的取り扱いを必要とする子どもの確定義務を地方教育当局に負わせるとともに早期発見・早期教育措置の強化をはかるなど第二次世界大戦後のイギリスの特殊教育の基本的な方針を定めるものであった。

この法律の枠にそってイギリスの特殊教育は進展してきたが、その流れの中で1960年代から1970年代にかけて、一般の世論及び特殊教育関係の専門家の間で、特殊教育に関わる従来の変え方を再検討する必要性が認識されるようになった。²⁾ 特に関心と呼んだのは以下に挙げる課題であった。

1) 特殊教育における障害の分類

「1944年教育法」第33条では、障害のカテゴリー

の設定及びそれに応じた教育措置を行うことが定められており、翌年にはこの法律に従って11種のカテゴリーが作成された。その後小改正を経て、1959年に盲・弱視・聾・難聴・虚弱・教育遅滞・てんかん・不適応・肢体不自由・言語障害の10種となった。

ところが、これにより同じ障害カテゴリーに含まれているという理由だけで教育的取り扱いも同じにされてしまうという事態が生じることとなり、重複障害のように特定の障害に分類できない場合の問題が指摘されるようになった。また、障害のカテゴリーが、特に知的に「障害を持った」とされた子どもに「劣等」という意味合いを持つレッテルを貼る結果をもたらすことになるなど、1960年代後半には障害のカテゴリー化に関して新たな考え方が求められるようになっていた。

2) 就学猶予・免除

「学校教育に不適切な児童・生徒」に関する規定³⁾により、I.Q.50以下の子どもは学校での教育が不可能であるとされ、就学免除の対象とされた。しかし、I.Q.のみで「教育不可能」の判定ができるのかという疑問が生じた。1959年の「精神衛生法」

* 心身障害学研究科

** 心身障害学系

により在宅の重度精神遅滞児を通園施設に通わせることが義務づけられたが、制度的に先の規定が廃止されたのは「1970年教育法」の成立を待ってからである。

3) 統合教育の必要性

社会の障害者に対する態度の変化や、障害者やその親の統合教育に対する要求の高まり、そして「1970年教育法」の施行に伴う教育対象障害児の大幅増加などにより統合教育推進の機運が高まっていた。

「1944年教育法」においては、障害児はそのカテゴリーに応じて特殊学校、特殊学級に振り分けられていたために、自らが属しているカテゴリー以外の学校（特に普通学校）において教育を受けるということはシステムの困難であった。

また、普通学校において教育が受けられるように教育措置がされても、その子どもにとって適切な教育を提供するだけの人的・物的準備が不十分であったという事情もあり、統合教育を実施していく上では多くの課題が残されていた。

4) 障害児に対する教育の継続性

医療担当官により二歳児検診を実施し、特別な教育的取り扱いを必要とする子どもを確認することが「1944年教育法」によって各地方教育当局に義務づけられていたが、1960年代になると、実際にはさらに早い時期より障害の発見がなされるべきであることが指摘され、超早期からの教育が行われることによって大きな教育的効果をおさめる例が示されるようになった。そして1970年代には、早期診断をめぐって医学的判断と教育的判断との間のギャップの存在が問題とされるようになった。

また、1967年に「ブラウデン (Plowden) 報告」が提出されるまでの政府の報告書が公立組織の中等教育及び継続教育部門に関することに集中していた（「クラウザー (Crowther) 報告 (1959)」や「ニューサム (Newsom) 報告 (1963)」がある）⁴⁾ ことからもうかがえるように、イギリスでは戦後の教育の整備に関して中等教育の充実ということに重点をおいてきた。しかし、特殊教育の領域における中等教育の整備は普通教育よりもさらに立ち遅れていた。

中等教育終了後の高等教育あるいは継続教育を受けることは、障害を持つ本人が入学に際しての条件を満たせない場合や、教育機関において十分な受け入れの準備ができていない場合が多く、さ

らに困難であった。

5) 専門家の養成

「1970年教育法」の施行により、特殊教育の対象となる子どもの数が相当数増加したが、それに伴い担当の教師が相応数必要となった。そして、充実した教育を提供するために、教師の量的な面と共に質的な面をも重視することが求められるようになったのである。まず最初に重視されたのは、現職教師の再教育である。それと並行するかたちで新任教師の養成をすることも必要とされた。

その他の専門家については、概ね以下のような考え方がなされていた。

特殊教育の量的質的拡大を進行させるためには、いままでも以上に人間教育についての認識を深く持ち合わせた教育概念が取り入れられる必要があり、その実践のための条件としては、どのような障害を持つ子どもにも存在する潜在能力を引き出し、新たな技術と能力を創り出させるための周囲からの働きかけについての研究と実践が進められなければならない。⁵⁾ そしてその担当者には、教師、両親、医師、看護婦、各種技術指導員、心理学者、ソーシャルワーカー、カウンセラーなどが挙げられていた。

6) 諸領域の連携

多様な専門家の個別的な養成だけでなく、それぞれの専門家間の協力関係の充実も欠くことのできない重要な要素である。

例えば、行政上、保健当局の管轄下に措置がおかれる場合と地方教育当局のもとにおかれる場合とでは、提供されるサービスにも違いを生じさせる結果を引き起こす。医療関係者と教育関係者との連携が十分にとれているか否かということが、サービスの内容を左右してしまうことは周知の事実である。

障害児に関係している様々な機関や専門家との有機的な協力関係の設立については「1970年教育法」の施行により保健当局から地方教育当局に多くの障害児が移管されるようになったことをきっかけにして具体化することが求められるようになった。⁶⁾

7) 特殊教育を提供する場

統合教育や障害の判定などの問題ともからんでくるが、どこで特殊教育を提供するのか、すなわち最も効果的な教育が提供されるのは如何なる場においてなのかということを判断するための客観

的実戦的資料の提出が求められていた。

8) 家庭 (特に両親) の協力の必要性

イギリスにおいては伝統的に教育に対して親の発言権が弱くその意向などが実践に反映されることがほとんどなかった。⁷⁾

しかしながら、学校教育が社会的・家庭的な問題とも深く関わるような方向性をもつようになるに従い、理解者そして協力者としての親の役割が教育的効果を高める上で重要であるという認識が次第に拡大するようになった。

このように多くの課題の解決にせまられ、1973年11月に当時の教育科学省の大臣であったサッチャー (M. Thatcher) 氏は「障害児・者教育調査委員会 (the Enquiry into Education of Handicapped Children and Young People)」の設置を、「イングランド、スコットランド及びウェールズにおける心身障害児童・青少年に対する教育的準備を、医療面における彼らのニーズを考慮しつつ、彼らが就業するための方策と共に再検討を行い、勧告をすること。」という検討課題と共に公表したのである。この委員会はその委員長の名前をとって通称「ウォーノック委員会」と呼ばれ、翌1974年に活動が開始された。

II. 「ウォーノック報告」の勧告

同委員会はおよそ3年半にわたる活動の後、1978年5月に「特別な教育的ニーズ (SPECIAL EDUCATIONAL NEEDS)」⁸⁾と題する報告書を議会に提出した。これが通称「ウォーノック報告」と呼ばれているものである。

報告書は400ページ以上にも上るもので、19の章の中で約224項目の勧告を行っている。

それでは、Iで列挙した課題に対して「ウォーノック報告」ではどのような勧告をしているのであうか。

1) 特殊教育における障害の分類

「ウォーノック報告」では「障害児童・生徒についての法的カテゴリーは廃止すべきである。」⁹⁾と勧告し、従来の法的カテゴリーに変わる新しい公的なとらえ方として、「多角的専門チームによって用意された子どものニーズに関するプロフィールに基づいて…記録システムを設けるべきである。」¹⁰⁾と述べている。

ここで、それまで医務官によってのみ障害の判定がなされていたことに対する反省が示され、複

数の専門家によって子どもに対する評価を下すようにすべきこと、そしてカテゴリーに代わるとらえ方として「特別な教育的ニーズ」という新概念が導入されている。

2) 就学猶予・免除

「1970年教育法」の施行により、制度上の全員就学が実現していたため、この問題に関しては報告書の中では特に触れられない。「特別な教育的準備の範囲はそれぞれの子どもの極端に多様で変化していくニーズにできる限り密接に適合するように広く、柔軟になっている必要がある。」¹¹⁾という記述にみられるように同委員会では特別な教育的ニーズを持つ全ての子どもを特殊教育の対象としているのであり、教育という観点からは対象外となるものはない、という考え方を示している。

3) 統合教育の必要性

「ウォーノック報告」では「現時点では障害児として数えられてはいないが、多様な形態での付加的サポートを必要としている普通学校にいるそのような子ども全てを含んで、可能な限り共通の設備で障害児と非障害児を教育するべきである。」¹²⁾と述べ、それまで以上に統合教育拡大の方向性を示している。

そして、子どもの特別な教育的ニーズに応じて「特別な教育的準備の物理的な位置に関する」統合¹³⁾、「社会面に関する」統合¹⁴⁾、「最も完全な形態の機能的」統合¹⁵⁾の3種の形態を示し、その子どもに最も利益があるような形態でサービスが提供される必要があると述べている。

委員会では基本的に統合教育拡大の方向性を持ってはいるが、ただやみくもに特別なニーズを持った子どもとそうでない子どもと一緒に普通学校で教育するということを勧めているわけではない。むしろ、「学校の性質が変わってしまうほど、…一つの学校にこれらの (特別な教育的ニーズを持った) 子どもがたくさんいるべきではないことを適切な統合計画の成功のための重要な条件として見なしている」¹⁶⁾のである。

そして、特別な教育的ニーズを持った子どもをとりまく様々な「環境条件が整えられることなくして障害や重度の困難を持った子どもの統合に関する実際的な活動は全く想像できない。」¹⁷⁾と述べている。

4) 障害児に対する教育の継続性

「5歳以下の子ども」と題された章のなかで、

「障害や重大な困難を持つ子どもの教育は最低年齢の制限を設けずにできる限り早く開始すべきである。」¹⁹⁾とし、「特別な教育的ニーズを持っているというサインを示している子どものための早期の教育機会がきわめて重大である。」という従来の認識の再確認をしている。そして、具体的には「巡回指導サービス」や「保育教育」の準備することを指摘している。

初等・中等教育段階については統合教育の方向性が示されていたが、「ウォーノック報告」では中等教育終了後の教育を重視し、問題点の解決を最優先すべき課題の一つとして挙げている。

まず、「生徒の持つ特別な教育的ニーズは少なくとも卒業する2年前までに将来の見通しと共に再鑑定がなされるべき。」¹⁹⁾であり、それに基づいて在学期間の延長²⁰⁾や継続教育機関あるいは高等教育機関に進学すること²¹⁾についての勧告がなされている。

5) 専門家の養成

教員養成もまた、最優先課題の一つとされている。しかも単に特殊学校あるいは特殊学級の現職教師や大学の特殊教育教員養成課程の学生だけをその対象とするのではなく、「あらゆる新任教師養成の課程に特殊教育の単元を含めるべき」²²⁾というように、専門に関する知識を持った教師の養成を広く求めている。

そして、子どもの多様なニーズに対応していくため、教師以外に関わりを持つことのある専門家として医師、心理学者、ソーシャルワーカー、教育心理専門官、職業指導官、教育福祉職員、保母、補助職員、児童保護職員²³⁾を挙げ、その役割について述べている。

6) 諸領域の連携

専門家間の関係やサービスの協調性についても一つの章を割いている。

「多分野にまたがる研修課程は異種の専門家にとって互いに理解を得る非常に貴重な機会である。」²⁴⁾との認識のもとに、「専門家に共通した関心事となっている主題に焦点を合わせた多分野にわたる短期研修コースを拡充するべきである。」²⁵⁾という勧告をしている。

障害の発見、鑑定に際しても多方面の専門家に関わるように勧告している。鑑定を5段階にわけ、それぞれ例えば、「校長あるいは校医により、巡回指導教師、教育心理専門官、保健機関や社会福祉

機関の職員などの専門家を入れて(第3段階)」²⁶⁾鑑定を行うことを求めている。

また、適切なサービスが提供されるようにするために、「地方教育当局は、障害を持つ生徒を受け持つ私立の特殊学校に子どもの教育措置をする以前に、地方保健当局と協議して適切な健康保護ができるように保証すべきである。」²⁷⁾ことや、ボランティア組織に対しては、「ボランティア組織と地方当局とは、特別な教育的ニーズを持つ幼児の親たちが助言やサポートのサービスを利用できるように、またそのような子どもの親がこのサービスの存在に気付かないことがないように協力するべきである。」²⁸⁾と勧告するなど、関係する諸領域、諸機関の連携について多くの具体例を挙げている。

7) 特殊教育を提供する場

イギリスにおいては、従来より政府の政策において「普通学校において十分に教育される者は誰も特殊学校へ送られるべきではない。」²⁹⁾とされ、普通学校の特殊学級及びユニットに在籍する子どもの数が増加してきていたが、「ウォーノック報告」では、これをふまえてそのあり方について「特殊学級やユニットが、可能な場合は…普通学校に付属し、普通学校の一部として機能すべき」³⁰⁾であると勧告している。

特殊学校については、その役割を「特殊学校の施設やそこでの専門的指導は、短期間に、時には緊急の集中的専門的援助を与えるために、もっと広く利用できるようにすべきである。」³¹⁾としている。

「ウォーノック報告」においては、教育を提供する場を特定してはいない。その代わりに「同一区域の特殊学校と普通学校にはかたい結び付きがつくられるべきである。」³²⁾という記述にみられるように、適切な連携がつくられることによって子どもに最も効果的な教育サービスが提供されるようになることを求めているのである。

8) 家庭(特に両親)の協力の必要性

「パートナーとしての親」と題して一つの章を割いていることからもうかがえるように、親の教育への参加及び協力によって、それを大変重視する考え方を示している。特に、発達の早期の段階においては「両親が主たる教育者として見なされるべきである。」³³⁾としている。

さらに、「自分の子どものために用意された準備の適切性について議論するために…親が(援助機

構に対して) 直接的なアクセス権を持つようにすべきである。』³⁴⁾と勧告している。具体的には、「担当責任者」を定めることや、「対策が不十分である場合には、自分の子どものSE4を記入した教育心理専門官などに接触することができるようにその職員の電話番号及び所在地を知らせておくべきである。』³⁵⁾と勧告し、親の立場をそれまでよりも強くする方向性を持った勧告をしている。

このように、「ウォーノック報告」では具体例を示しながら、様々な課題を解決するための勧告を行っている。

Iで挙げた課題に対して主に対応する「ウォーノック報告」の章番号をTable 1として示す。

Table 1. 主として対応する章番号

課 題	対応する章番号
1) 特殊教育における障害の分類	3, 4
2) 就学猶予・免除	6
3) 統合教育の必要性	7
4) 障害児に対する教育の継続性	5, 10, 19
5) 専門家の養成	12, 14, 16, 19
6) 諸領域の連携	4, 14, 15, 16, 17, 18
7) 特殊教育を提供する場	7, 8
8) 家庭(特に両親)の協力の必要性	9

III. 考 察

取り上げてきた課題を2つにまとめて考察する。

1) 障害、及び障害を持った子どものとらえ方(特殊教育における障害の分類, 就学猶予・免除, 統合教育)

障害のカテゴリ化に伴う様々な問題は、障害のとらえ方そのものに直接的に起因する問題であり、問題の解決に際しては障害のとらえ方の問題について考える必要がある。

「ウォーノック報告」では、特殊教育の概念を従来よりも拡大して「誕生から成人までの間に、教育上の困難を克服するために準備される付加的な援助は、いつ、どこで行われても『特殊教育』に含まれる。』³⁶⁾ととらえた。そして、カテゴリーの修正をするのではなく、「特別な教育的ニーズ」という全く新しい概念の導入をはかり、このニーズを必要とする子どもを特殊教育の対象としたのである。ここでは、それまでの障害の判定の方法

が、教育を提供するという見地からは明らかに片手落ちであったという認識のもとに、判定は複数の分野の専門家で構成される多角的専門チームによって行われるべきことが指摘された。³⁷⁾また、I.Q.を指標とした判定にかえて、SE書式を用いて子どもがどのような教育上のニーズを持ち、どのような特別な教育的準備を必要としているのかの把握が可能となるようにした。従来のように医学的、心理学的な側面からみて障害を持つとされた子どものみが特殊教育の対象となるのではないことを示しているという点でこれらの勧告は大きな意味を持っているといえよう。

医学的な診断検査、知能検査、発達診断検査などは改良が重ねられるたびに、より正確に、そしてより詳細な部分まで明らかにすることができるようなものになった。子どもの持つ障害は、検査の発展に伴い、共通した要素(目に関するもの、耳に関するもの、体の運動的な機能に関するもの…)でまとめられた。このようにして障害のカテゴリーはつくられてきたのである。

これらの診断検査は、本来、対象の機能がどのような状態であるのかを測定するためのものであり、子どもを区別しようとする目的で行われてきたわけではない。また、教育を行うということ念頭において作成されたものでもなかった。それにも関わらず、教育の領域において医学的、心理学的な検査結果をそのまま用いてしまったために、問題を生じることになったのである。

検査を適切に用いなかったために、単に障害の種類を区別することに留まってしまったばかりか、「劣等」などの意味を持ったレッテルを貼る結果をもたらしたのである。

あくまで、「子どもが何を必要とし、それに対して何を提供すべきであるのかを、適切な教育活動を行うという観点から考える」という視点にたち、子どもをとらえ直すべきであることを「ウォーノック報告」は訴えているのである。

2) 障害を持った子どもの人的、物的環境(専門家の養成, 成親の協力, 諸領域の連携, 教育の継続性, 特殊教育を提供する場)

「ウォーノック報告」では、特別な教育的ニーズを持った子どもに対して用意される特別なサービスを総称して「特別な教育的準備」と呼んでいる。

まず、従来より指摘されていた各種の専門家及

び専門機関の必要性を再確認するとともに、さらにそれらの間の協力関係の重要性を、具体的な例を挙げながら強調している。

専門家及び専門機関の間の協力関係は、それぞれの専門性を生かしながら、いかにトータルとして最大限の効果を生み出すことができるかということが重要であり、その協力関係がうまくいかない場合には、結果的に子どもに提供される専門的援助の質の低下をもたらす。様々な領域にわたる専門性を持ち合わせた特別な配慮を特に必要とする特殊教育において、協力関係の支障は大きな問題として指摘されるべきである。

イギリスにおいては、専門家や専門機関が持つ責任の範囲が比較的厳密に決められているので、専門家及び専門機関の協力関係は制度的にある程度整えられていれば、かなり有効に作用するのではないかと思われる。

「ウォーノック報告」では、具体的に必要な専門家や専門機関を示していることや、その間の協力関係について、その問題の解決のために研修コースの開発に至るまでの勧告をしている点が評価できよう。

さらに、親の自分の子どもの教育に対する関わりについて、その必要性を強く述べている。特に、援助機構や担当の専門官に対して直接的なアクセスを可能にすることや、地方教育当局の決定に対する不服を当該大臣に訴える権利を与えるべきことを勧告し、それまで非常に弱かった親の権利を拡大させる方向性を示した意義は大きい（「1981年教育法」において大いに活かされることになる³⁸⁾）。

教育の場については、特殊学校を普通学校では不可能な特別な専門的援助を提供する場であるととらえている。従って、「ウォーノック報告」では、特殊学校に在籍する児童・生徒は、障害を持っているという理由のためだけに措置されたのではなく、あくまで持っている特別なニーズに対する援助を受けるために特殊学校にいたのである、との位置づけをしている。

そして、特殊学校と隣接する普通学校において、可能な限り設備を共通に使用できるようにすることを求めている。しかし、その実施にあたっての具体的な行政に対する勧告には不十分さが感じられる。財政面の改善ともあわせてさらなる検討の必要があろう。もちろん、子どもの持つ特別な教

育的ニーズに応じて資源の調整・利用がなされることも必要であり、実際的にどこまで個別のニーズに対して効果的な援助ができるか議論の余地は大いにある。

環境の整備は、どこにおいて最もその子どもにとって適切な教育的準備がなされるのかということを中心に念頭において、編成がなされるべきであり、従って、どこで、どのような資源が利用できるのかに関する情報を広く普及させることも重要なことである。

子どもの特別な教育的ニーズに基づき、各種の人的・物的環境を整備するにあたって、大きな課題はその財政的保証をいかにして確保するのということであろう。「ウォーノック報告」では、極端な財政的支出を伴うようなものでなければ可能な限り必要なサービスを用意するべきであるという考えに立っている。しかしながら、解決策としては、「いくつかの学校において専門的サービスを共有する」³⁹⁾ことなどを述べるに留まっている。

財政的な問題は、国家予算の問題に大きくよることになり、「ウォーノック報告」でも取り上げられていないが、充実した特殊教育を行う上で、その費用をどのようにするのかという問題は常に指摘されていることであり、この面からの抜本的な改革について議論がさらになされるべきであろう。

IV. まとめ

「ウォーノック報告」が提出されてからすでに10年もの歳月がながれた。現在、イギリスにおいて、統合教育などに関しては「1988年教育改革法」の施行により、今後の方向性が懸念されるようになってきた。

本稿では、戦後のイギリスの特殊教育の課題について「ウォーノック報告」に焦点をあてて概観してきたが、そこで導入されていた「特別な教育的ニーズ」及び「特別な教育的準備」といった概念は、用語こそは新しく使用されているものの、その背景となっている理念は決して新しいものではない。なぜならば、その理念とは、「教育の主体者を中心にして、活動がなされるべきである」ということだからである。

「ウォーノック報告」には、教育活動を行う際に、その主体者に最も利益がもたらされるような視点に立ち、考え方が述べられている箇所が大変多くみられる。本来、教育の主体者はそれを受け

る者、すなわち学習者である。そして、学習者は教育活動を行うという観点からとらえられるべきなのである。ところが、特殊教育においては医学的な「治療活動」など様々な領域の活動がその他の一般教育活動と比べて密接に関わる必要があったことや、行政的な便宜性のために、いつの間にか教育とは別の観点から学習者がとらえられるようになってしまっていたのである。

決して、医学的、心理学的な検査そのものを批判しているのではない。それぞれの検査は、特殊教育において必要なものであることは疑いのないことである。しかし、今まで以上に主体者の学習活動を念頭におき、適切な教育を提供するために必要な評価、とらえ方がなされるべきであることを「ウォーノック報告」は私達に再確認させるのである。

「ウォーノック報告」の理念は決して新しいものではないと述べたが、このような視点からは、同時に決して古いものでもないと言えるのである。

「ウォーノック報告」を複雑多様化してきた特殊教育について、教育を行うという原点にたちかえり、考え直すことを試みるきっかけとして、あらためてとらえたい。

注

- 1) Department of Education and Science (1944): Education Act 1944. HMSO.
- 2) 小嶋英夫(1980): イギリスの特殊教育. 石部元雄・溝上脩編, 世界の特殊教育, 福村出版.
- 3) DES(1944), op. cit., section 57.
- 4) Rick Rogers (1980): Crowther to Warnock, How Fourteen Reports Tried to Change Children's Lives. Heinemann Educational Books.
- 5) 遠藤明子(1982): イギリスにおける障害児教育の転換. 遠藤明子著, 現代における障害児教育の視点, 講談社出版サービスセンター.
- 6) R. Gulliford (1982): 英国の特殊教育をめぐる諸問題. 日本特殊教育学会第21回大会準備委員会編.
- 7) 矢野裕俊(1980): 英国の障害児教育. 日本盲

人福祉研究会.

- 8) Department of Education and Science (1978): Special Educational Needs. Report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People. HMSO.
- 9) *ibid.*, para. 3-25. 但し, 障害名を便宜的な記録のために用いることは否定されていない (para. 3-31).
- 10) *ibid.*, para. 3-31.
- 11) *ibid.*, para. 6-16.
- 12) *ibid.*, para. 7-3.
- 13) *ibid.*, para. 7-7.
- 14) *ibid.*, para. 7-8.
- 15) *ibid.*, para. 7-9.
- 16) *ibid.*, para. 7-12.
- 17) *ibid.*, para. 7-15.
- 18) *ibid.*, para. 5-2.
- 19) *ibid.*, para. 10-7.
- 20) *ibid.*, para. 10-30.
- 21) *ibid.*, para. 10-32, 37~44.
- 22) *ibid.*, para. 12-7.
- 23) *ibid.*, para. 14-12~38.
- 24) *ibid.*, para. 16-18.
- 25) *ibid.*, para. 16-25, 26.
- 26) *ibid.*, para. 4-38.
- 27) *ibid.*, para. 15-19.
- 28) *ibid.*, para. 17-25.
- 29) *ibid.*, para. 7-1.
- 30) *ibid.*, para. 7-35.
- 31) *ibid.*, para. 8-9.
- 32) *ibid.*, para. 8-10.
- 33) *ibid.*, para. 5-3.
- 34) *ibid.*, para. 9-29.
- 35) *ibid.*, para. 9-33.
- 36) *ibid.*, para. 1-10.
- 37) *ibid.*, para. 3-31.
- 38) 河合康(1985): イギリス特殊教育における親の教育関与への権利について—「1981年教育法」を中心にして—. 心身障害学研究, 9(1)に詳しい.
- 39) DES(1978), op. cit., para. 6-13.

Summary

A Study of Special Education in Great Britain —through considering the Warnock Report—

Tomomi Sanagi and Motoo Ishibe

In 1974 the Great Britain government set up a committee of enquiry to review provision for handicapped children and young people. The committee published their report in 1978, which was called "Warnock Report".

The Warnock Report introduced new concepts, special educational needs and special educational provision, to resolve the problems such as categorizing by disabilities, range of disability, integration, special teacher education, parental participation, and so on.

This study, by inquiring into the Warnock Report, attempts to put in order the problems which had arisen in the special education in Great Britain.

Recommendations of the Report can be divided broadly into two categories. One is the idea of handicap, and the other is human or physical resource.

Considering the Report, it is mainly pointed out that we should reconsider special education in terms of "educating".

In conclusion, present special education needs the supporting of many other professionals but we should not forget the own idea of education.

Key word : Warnock Report Special educational needs Special educational provision